

滋賀県流域治水に関する施策の実施状況 (平成29年度実績) [概要版]

□滋賀県流域治水の推進に関する条例（抜粋）

(施策の実施状況の報告)

第38条 知事は、毎年度、流域治水に関する施策の実施状況を議会に報告しなければならない。

第1 概要

- 水害から県民の生命と財産を守るためにには、まず、河川の計画的な整備を着実に進めることが何より重要である。それに加えて、多くの県民が暮らしている氾濫原の潜在的な危険性を明らかにし、県民とその危険性の認識を共有することが必要である。
- そのうえで、河川等の流水を流下させる能力を超える洪水にあっても県民の生命を守り、甚大な被害を回避するためには、河川整備など「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、「川の外」での対策、すなわち、雨水を「ためる」対策、被害を最小限に「とどめる」対策、水害に「そなえる」対策を組み合わせた「滋賀の流域治水」を実践することが重要である。
- 国においても、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を推進しており、国の取組と連携を図り、地域の特性に応じた水害に強い地域づくりを目指し、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めた。

滋賀の流域治水

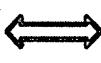
水防災意識社会再構築ビジョン

- ながす** 降った雨を河川に安全に流す基幹的対策
・河川改修、維持管理
・堤防強化対策(浸透対策等)

- 洪水を安全に流すためのハード対策
・堤防等河川管理施設の整備
危機管理型ハード対策
・決壊までの時間を少しでも引き延ばす
堤防構造の工夫



- ためる** 雨水をためる対策
水害に備える対策
・水害リスク周知
・地域住民と連携した防災力向上の取組
- そなえる** 被害を最小限にとどめる対策
・安全な住まい方への転換
- とどめる** 被害を最小限にとどめる対策
・安全な住まい方への転換



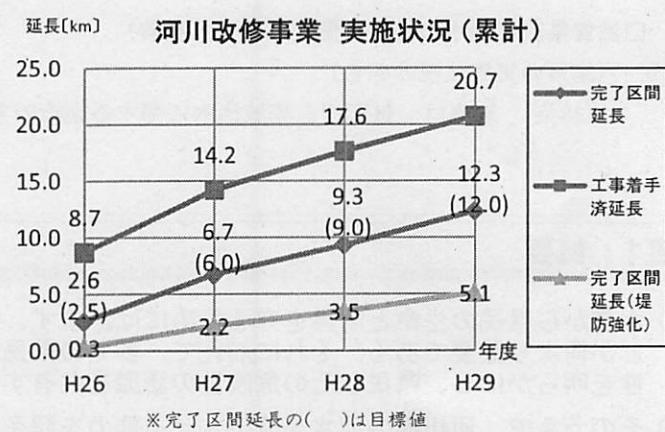
- 住民目線のソフト対策
・立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
・住民のるべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
・不動産関連事業者への説明会の開催
事前の行動計画作成、訓練の促進
・タイムラインの策定
避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
・水位計やライブカメラの設置
・スマート等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

第2 施策の実施状況

(1) 河川における氾濫防止対策 「ながす」 対策 【条例第3章】

◆河川改修事業

- 「滋賀県河川整備5ヶ年計画」(H26～H30)に基づき実施
 - ・流下能力の向上を図る対策
 - ・堤防強化を図る対策



■天井川の切下げ改修を重点的に実施中



■未改修区間の住家が近接する箇所等の堤防強化を重点的に実施中



【課題】

本県においては、破堤すると被害が甚大となる天井川が全国最多であり、琵琶湖を取り囲むように、JR・新幹線・幹線国道などが近接しており、主要交通幹線横断部の河川改修には短期間で多大な事業費を要することとなるが、関係機関等との調整を進め、着実な河川改修の推進を図る必要がある。

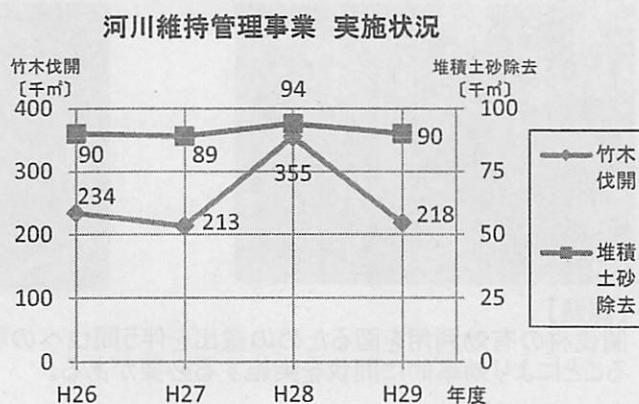
◆河川維持管理事業

- 治水上緊急性の高い箇所から、竹木伐開や堆積土砂除去、護岸補修等を順次実施。
- 特に、大戸川、日野川、姉川、高時川については、「滋賀県河川整備5ヶ年計画」に基づき、重点的に実施。

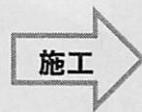
竹木伐開： 68河川
堆積土砂除去： 72河川
護岸補修等： 169河川

【課題】

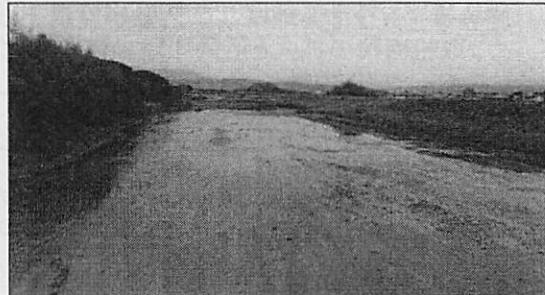
局地的な集中豪雨や台風により、新たな維持管理必要箇所が発生するため、地域の意見等をふまえながら緊急性の高い箇所を見極め、適時に維持管理事業を実施する必要がある。



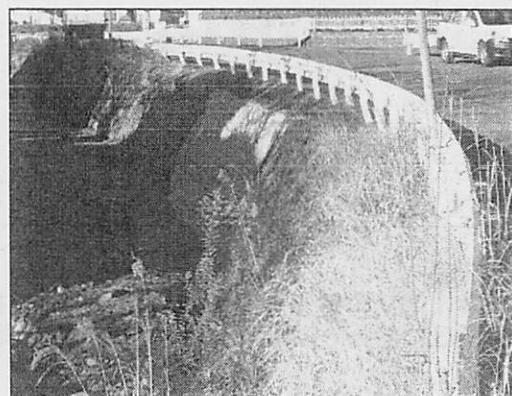
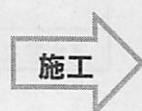
竹木伐開（草津川）



堆積土砂除去（鴨川）



護岸補修等（千丈川）



(2) 集水地域における雨水貯留浸透対策 「ためる」対策 【条例第4章】

◆環境に配慮した森林づくり

目標3,100haに対して、2,059ha(66%達成)の森林整備を実施。



【課題】

間伐材の有効利用を図るために搬出を伴う間伐への移行により進捗が遅れているが、集約化を図ることにより効率的に間伐を実施する必要がある。

◆世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

○農地維持支払 ⇒ 718組織(交付対象面積36,104ha)を対象に、地域共同活動を支援



【課題】

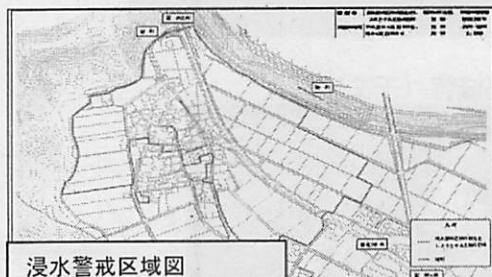
農家の高齢化や土地持ち非農家の増加等により、多面的機能の維持発揮に必要な農地・農業用施設等を保全する地域共同活動が脆弱化しているが、雨水貯留浸透機能を今後も維持していくため、取組面積の拡大と活動組織の体制強化が必要である。

(3) 沼澤原における建築物の建築の制限等 「とどめる」対策 【条例第5章】

○ 浸水警戒区域の指定に向け、重点地区で「水害に強い地域づくり協議会住民ワーキング」において避難体制や安全な住まい方のルールについて地域住民と連携して検討。

米原市村居田地区

H29.3.15～	区域指定の案の縦覧
↓	
H29.4.14	米原市長意見照会
↓	
H29.5.29	流域治水審議会における審議
↓	
H29.6.16	浸水警戒区域指定告示



【課題】

甲賀市信楽町黄瀬地区の浸水警戒区域の指定に向けて必要な手続きを進めるとともに、他の対象地区においても地域の合意形成を図り、取組を進める必要がある。

(4) 浸水に備えるための対策 「そなえる」対策【条例第6章】

◆水害に強い地域づくり協議会

- 全圏域(琵琶湖湖南流域、湖北圏域、東近江圏域、甲賀圏域、湖東圏域、高島地域)において、浸水被害の回避または軽減に関する必要な対策について協議。

圏域協議会： 6回

防災情報ワーキング： 24回

住民ワーキング： 36回

- 新たに水害リスクの高い12地区で、出前講座や水害履歴調査、水害図上訓練など水害に強い地域づくりの取組に着手。



【課題】

水害に強い地域づくりを計画的に実施するため、市町と取組方針をしっかりと共有し、地域の合意形成を十分図ることが必要である一方、各地区での取組を効果的、効率的に進めていく必要がある。

◆調査研究の推進、教育訓練等

- 自治会や学校、団体などに対して、出前講座や水害図上訓練等を実施。
(延べ72団体、約4,400人)

【課題】

引き続き、地域や団体の要請に応じて出前講座等を実施するとともに、特に浸水リスクの高い地域における取組は市町と連携し強化する必要がある。



滋賀県流域治水推進審議会

◆第3回滋賀県流域治水推進審議会 (平成29年5月29日開催)

- 米原市村居田地区の浸水警戒区域指定審議
- 甲賀市信楽町黄瀬地区・高島市朽木野尻地区の取組状況について、報告および意見交換

第3回審議会における審議の様子

